【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年７月３日
【会社名】	川辺株式会社
【英訳名】	T.KAWABE&CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　吉田 久和
【本店の所在の場所】	東京都新宿区四谷４丁目16番３号
【電話番号】	03-3352-7110
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理統括本部管理本部長兼総務部長 五十川 幹雄
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区四谷４丁目16番３号
【電話番号】	03-3352-7110
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理統括本部管理本部長兼総務部長 五十川 幹雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号) 川辺株式会社　大阪支店 (大阪市中央区南船場２丁目５番８号)

1【提出理由】

当社は、平成30年６月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年６月28日

(2) 決議事項の内容

第１号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

１株につき金５円 総額91,308,865円

ロ 効力発生日

平成30年６月29日

第２号議案 株式併合の件

平成30年10月１日を効力発生日として、普通株式10株を１株に併合するとともに、発行可能株式総数を3,000万株から300万株に変更する。

第３号議案 定款一部変更の件

定款を以下のとおり、一部変更する。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
第７条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、3,000万株とする。 第８条（単元株式数） 当社の単元株式数は、1,000株とする。 （新設）	第７条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、300万株とする。 第８条（単元株式数） 当社の単元株式数は、100株とする。 附則 本定款第７条および第８条の規定は、平成30年10月1日をもって効力が発生するものとする。本附則は平成30年10月1日以降は、これを削除するものとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第１号議案 剰余金処分の件	14,597	41	0	(注) 1	可決 98.43
第２号議案 株式併合の件	14,605	33	0	(注) 2	可決 98.48
第３号議案 定款一部変更の件	14,600	38	0	(注) 2	可決 98.45

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。